

議会の窓



12月定例会

令和4年第4回鶴田町議会定例会が、12月8日から12月16日までの会期9日間で開かれました。

今定例会では、議案14件について審議が行われ、原案どおり議決（可決9件、承認3件、同意1件、採択1件）されました。

議決された議案

議員提出議案第1号	鶴田町に副町長を置かないことの特例条例案
議案第74号	令和4年度鶴田町一般会計補正予算(第7号)案
議案第75号	令和4年度鶴田町下水道事業会計補正予算(第2号)案
議案第76号	令和4年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案
議案第77号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第11号 令和4年度鶴田町一般会計補正予算(第6号)
議案第78号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第12号 令和4年度鶴田町水道事業会計補正予算(第1号)
議案第79号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第13号 令和4年度鶴田町学校給食特別会計補正予算(第1号)
議案第80号	鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第81号	鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第82号	鶴田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
議案第83号	鶴田町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
議案第85号	鶴田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
請願第1号	「学校給食の無償化」に関する請願書
追加意見書案第1号	「学校給食の無償化」を国に求める意見書案

一般質問

12月定例会一般質問の
要旨をお知らせします

小関 優 議員

所属会派 政優会

①農作物の盗難対策について

今年も農作物の盗難被害に遭われている農家の方々がおります。手塩にかけて育ててきた農作物が収穫間際に盗まれる。毎年繰り返し返されていくとてもひどいことです。日中の農作業で疲れているにも関わらず、寝ずの番をしていると、様々な対策を講じていても一農家では限界があり、なかなか成果が上がらないようです。そして、被害に遭われても泣き

②水害被災者に対する追加支援について

「8月の水害に見舞われた方々に使ってください」と町に災害支援金が届いております。8月末の時点では分らなかった、米やぶど

う等農作物の減収被害が明らかになりました。追加支援する必要があると思いますがいかがでしょうか。

③タブレットを活用した学習について

タブレットを活用し、一人一人の習熟度に合わせた学習（理解度が高ければどんどん先取学習ができる。逆にやり直したい場合は遡って学習をし直す）を行うことで、学習意欲が高まり、成績が伸びているという事例を伺っています。鶴田町でもタブレットを活用したそのような取り組みは行われているのでしょうか。

答弁 町長

①農作物の盗難対策

生産者が経費と手間をかけ、丹精込めて栽培してこられた収穫間近の農作物を盗み取る行為は悪質極まりなく、決して許されるものではありません。

ません。被害に遭い落胆する生産者の心情は、察するにあまりあるところです。

農作物の盗難について、五所川原警察署に問い合わせたところ、令和元年度は2件で約6万円相当、令和2年度は1件で約4万円相当の被害届を受理したとのこと、令和3年度と今年度の被害届はないそうです。

警察の対応としては、犯行時間帯を中心としたパトロールの強化のほか、農家へはカメラやセンサーライトの設置について助言、指導を行ったとのこと。

そのほか、町防犯協会の取組として、防災行政無線による生産者に対する啓発が行われております。なお、新型コロナウイルスの流行以前に行っていた農作物盗難防止パトロールは、令和3年度は中止となりましたが、今年度は各支部で警察署と連携しパトロールを行っており、会員をはじめ関係者の皆様には

深く感謝を申し上げます。

小関議員のご提案につきまして、生産者団体と協力しながら盗難被害の実態把握等を行い、モデル的な取組から着手するなど、盗難対策に当たっての実施方法の検討を含め、関係機関等と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

②水害被災者に対する追加支援

8月末の時点では分からなかった農作物の減収被害につきましても、収穫後でないとは分からない作物もありますので、その後に判明した被害についても申告を受け付けて、9月定例会で予算補正した農業被害支援金の交付対象としております。

町に届きました災害支援金につきましては、大雨被害に対して多くの皆様からいただいた災害寄付金とふるさと納税に係る大雨災害支援寄附金が合わせて642万4千円ほどあり、今定例会の一般会計補正予算案の歳入に計上してまいります。今回の災害支援金は、16件の個人

団体からの見舞金のほか、1200件のふるさと納税による寄附金となっております。全国各地から届けられましたご厚情に衷心より感謝を申し上げます。

これらの寄附金も活用し、農業被害支援金の交付対象となったリンゴ、水稲、大豆、ブドウ、野菜等の生産者に対し、均等割として1件当たり1万円と、面積割として10アール当たり1千円の単価で交付したいと考えており、こちらについても今定例会の一般会計補正予算の歳出に700万円を計上してまいります。

答弁Ⅱ教育長

③タブレットを活用した学習

当委員会では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年10月に小中学校全児童生徒及び教員用のタブレットを配備し、令和3年度からはGIGAスクールサポーターに支援をいただきながら、ICTを積極的に活用した授業づくりを進めております。

具体的な取組としては、児童生徒一人一人の学習履歴に沿って、苦手を克服したり、得意を伸ばしたりするとともに、次の学びへ誘導する教材が表示されるなどの機能を搭載したeライブラリというAIDRILアプリを活用して、自発的に、かつ自力で学び、基礎的な力を身につけていくところと、特に小学校においては、2校時終了後の20分間をスキルタイムとし、漢字、計算等の復習や定着のために、このアプリを有効に活用しております。

また、小中学校ともに、グループ学習の際にデジタル付箋を使った意見集約や、体育のマット運動などを

動画撮影し、修正ポイントを確認するなど、学級での活用のほか、長期欠席の児童へオンライン授業を行うなど、ICTの活用に関し、学年ごと、教科ごとに工夫した実践が見られるようになりました。

しかし、現在家庭への持ち帰り学習が可能な学年は4年生以上であることから、今後は小学校低学年のスキル向上に努めてまいります。

(再質問)

まず、1点目の農作物の盗難対策についてです。先ほど警察の被害届の話をされていて、年度によっては2件とかゼロ件とかという話があったんですけども、町長はその数字が全体の数字だと感じているのか、もつと潜在的にあるのではないかと思っているのか、その点をお伺いします。

次に、3点目のタブレットを活用した学習についてですが、持ち帰り学習は4年生以上ということでしたが、どの程度持ち帰らせて学習させているのか、今6年生でコロナによる学級閉鎖があったと思うんですが、タブレットを活用した学習はどういうふうになっているのか、お知らせください。

答弁Ⅱ町長

被害については、警察に届出した件数について今報告しましたけれども、それ以外にも、届け出ない農家の方々の被害はあるというふうに認識をしております。そのために、小関議員が提案されました内容も踏まえながら、関係機関、農協、リンゴ関係の団体などと連携をしながら

対応を今後考えていきたいと思っております。

答弁Ⅱ産業課長

警察に届け出た件数以外のものについては、こちらのほうに届くというものがちよつと難しいような感じでございますので、それにつきましては、りんご支会連絡協議会等、リンゴ生産者の関係者の方々から盗難被害の実態把握にまずは努めていきたいということ、対策に当たって警察等関係機関とも協議して進めてまいりたいと思います。

答弁Ⅱ教育長

低学年のタブレットの使用については、写真撮影などは1年生でもできます。アサガオの観察などで、一々植木鉢を教室まで持っていく、観察カードを書くということ、なかなか時間がかかります。そこで、植木鉢のアサガオをタブレットで撮影して、教室に戻り、そのタブレットを見ながら、成長の様子、それから葉っぱが何枚ついたとか、そういうことをみんなで発表し合って話し合うような活動を1年生でもしております。

そのほか、タブレットをオンラインで使うということに関しては、どうしても低学年で慣れない児童にとつて難しいので、そこは校長も協力して、校長室の校長と教室の子供をオンラインで会話させるなど、少しでも慣れさせるようにしているという事です。

答弁Ⅱ教育次長

持ち帰り学習については、4月25日からの臨時休校のときに、タブレットを持ち帰らせて実際に使いましたが、4年生以上でしか対応がで

ませんでした。持ち帰りはそのときしか行っていないんですが、学校内でAIDRILを使用した学習状況を見ると、4年生以上が対応できているということでした。

今の6年1組の学級閉鎖に関しましては、小学校へタブレットの持ち帰りを勧めましたが、「2学期の振り返り学習」というのを持ち帰らせてやらせているので、それでも十分な量だということで、タブレットの活用は必要ないということでした。

(再々質問)

まず、1点目の農作物の盗難被害についてですが、課長はリンゴの話ばかりされたんですけど、ブドウ等ほかのものも盗難被害がありますので、りんご支会だけじゃなくて、全般的に確認していただきたい。

今年の警察への届出がゼロと報告があったみたいなんですけど、実際被害に遭っている農家の方々からも話を聞いていますし、泣き寝入りされている方、警察に届け出る時間もなく農作業に追われている方がたくさんいると思いますので、ぜひとも鶴田町が県全体のモデルとなるような盗難防止対策をしっかりとやって、それが県内に広がっていくような形で実施していただければ、先進的事例ということで鶴田の名前も価値も上がるので、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

それから、タブレット学習ですが、本当にすごいお金をかけてタブレットを整備しました。タブレットの機械自体も、5年とか、それ以上たつてくると更新していかねばなら

なくなります。金額に見合った使い方をしっかりと、家に帰ってもタブレットを使いながら学習して、進められる人はどんどん先取り学習してもらって、つまりしている人は振り返り学習をちゃんとやってもらって、学校でしっかりと成績を伸ばせるようなタブレットの持ち帰り学習等に取り組んでいただければと思います。

答弁Ⅱ産業課長

リンゴ以外のブドウ等の作物も含め、広く実態把握にまずは努めて、取り組んでまいりたいと思います。

答弁Ⅱ教育次長

確かに金額の大きいものですので、それに見合った活用をしていきたいと思えます。学校にも、どんな持ち帰らせて学習させるように指導していきたいと思いますが、一部家庭においては「持ち帰らせなくてください」という家庭もあるようなので、その対応も考えながら指導していきたいと思えます。

澁谷 秀明 議員

所属会派 政心会

①町長の給料減額について

8月の町長選挙の時に街頭演説で、給料の月額20%減額をしますと言っておられたと記憶しております。

その後、8月に開催された臨時会において減額条例案が否決されてから約4ヶ月になりますが、未だに代替案が提案されていないことについて、町長の考えを伺いたいと思います。

②旧富士見小学校跡地売却について

旧富士見小学校土地建物売買契約について6月14日に住民説明会が行われましたが、それ以降のこの事業についての経緯を町民の皆さんにお知らせしてはいかがでしょうか。

答弁Ⅱ町長

①町長の給料減額

去る8月の鶴田町長選挙におきまして、引き続き3期目の町政を担わせていただくことになりました。私は、町長選挙に臨むに当たり、旧富士見小学校土地建物売買契約事業に対する政治的責任として、新たな任期となる4年間について、町長としての給料を20%減額することを公約の一つとして掲げさせていただきました。

この公約に従い、去る8月に開催いたしました町議会臨時会では、任期中における町長給料の20%を減額するための条例案をご提案申し上げましたが、残念ながら議会の賛同をいただくことはできませんでした。

ご質問にあります、代替案が提案されていないのご指摘につきましては、私は給料減額条例案を否決した議会の判断は大変重いものと受け止めておりますが、公約に掲げ、町民の皆様方の信任をいただいた20%の給料減額について、現段階において代替案を検討し、ご提案する状況にはないものと考えております。

②旧富士見小学校跡地売却

旧富士見小学校土地建物売買契約に係る損害賠償等請求訴訟につきま

しては、議員並びに町民の皆様にご多大なご心配をおかけしておりますことに、心よりおわびを申し上げます。訴訟は、6月21日に青森地方裁判所弘前支部で第1回口頭弁論が行われ、以降11月15日に開催されたウェーブによる会議まで、これまで計4回の会議が開催され、現在も係属中となっております。

裁判の状況につきましては、開催の都度、町議会旧富士見小学校売却問題特別委員会でご説明させていただいておりますが、去る11月25日に開催された特別委員会でもご説明したとおり、現在は原告である株式会社アスクゲート、被告である町の双方の主張について内容を精査するとともに、その裏づけとなる証拠について双方が提出している段階であり、6月14日に開催いたしました住民説明会での説明内容から大きく進展が見られる状況にはございません。

ご質問の6月14日以降の経緯を町民の皆様にお知らせしてはどうかとのご指摘につきましては、現在訴訟が係属中であることから、弁護士とも協議の上、今後の裁判の進展状況を見極めながら、適切な時期を判断して、町民の皆様にご説明していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(再質問)

町長が提案した減額の案ですけれども、これについて採決の前に小関議員のほうから、何で反対したかという反対討論がありました。その中で、これから賠償額約7億7千万、そして裁判費用が960万ほどかか

ると。町長の給料が幾らで、20%減額を4年間やると幾らになりますかと。私たちが言いたいのは、その額が弁護士費用にも足りないのと。そこは、町長はどう思っているのか。

2つ目に、旧富士見小学校売却問題の報告のことですが、我々議員には旧富士見小学校売却問題特別委員会の中で説明をしていただいております。ただ、6月14日の住民説明会

のときに、これから逐次報告していきますという言葉を聞いた覚えがあります。ですから、結果ではなく、今町とアスクゲート社がどういうやり取りをしているのか、それが町民の一番不安なところで、これから先の損害賠償額、弁護士費用、これら全てに税金を使われるのではないかとこの話が出ています。ですから、例えば広報するたを使うとか、今こ

ういう状況でありますとか、お知らせしてはいかがでしょうか。

答弁Ⅱ町長

給料の減額についてですが、やはり責任というのは、私は政治的な責任と法的な責任、2つあると認めてございます。私は今回、政治的な責任について、選挙で公約したとおり、臨時議会に提案をさせていただきました。その点については、否決した議会の判断も大変重いし、私が選挙で公約した20%の減額も、私は当然重いものだと思っております。

今後については、裁判の推移を見ながら総合的に判断をしていきたいと思っております。

答弁Ⅲ総務課長

旧富士見小学校の売却に係る訴訟についてですが、議員の皆様方には、

これまでそれぞれウェブでの会議、裁判での公判を含めまして、その経緯につきまして説明をさせていただき、最後11月の特別委員会でも現在の状況につきまして説明をさせていただきます。特別委員会の中でも、住民説明会についてはどう

いうふうにご考えているのかというご質問もいただいております。その中で、私は現在の状況につきまして、去る6月14日開催いたしました住民説明会での説明の内容とは大きく進展が見られないと。株式会社アスクゲートさんのほうから提起された訴訟の内容、向こうの主張と、それに対する町側の主張については6月14日の住民説明会で説明をさせていただきましたという認識でございます。

現在の状況ですが、それらの主張について裁判所側から内容の確認と、裏づけとなる証拠を出してくださいというような手続が行われている状況でございます。

したがって、現段階で町民の皆様方に今訴訟はこういう段階ですということをお願い申し上げます。もちろん住民説明会でお話ししたとおり、機会を得て住民の皆様方に説明するというのは必要でありますし、その一つの手段としては、今瀬谷秀明議員が紹介ございました、町の広報を活用するというのも町としては考えてございます。その状況を見ながら、その時期を判断して、適切な時期に弁護士とも相談しながら、住民の皆様方に状況をご報告していきたいというふうに考えているところでございます。

(再々質問)

私も前から見ますと、町民に申し訳ないことをしたという思いから減額の条例案を出したと、それは私もよく分かります。でも、町民から見るとまだ形が見えないと。これから先、裁判の推移を見ながら町長は判断すると言われました。ぜひ少しでも町民の気持ちを和らげるような判断をしていただきたいと思えます。

加賀谷 忠榮 議員

所属党派 政優会

①組織機構改革について

時流に合った組織に改革し、多様化している町民の行政需要に対応すべきではないか。

②各課の職務について

時流に合わせた職務に再編し、現在と未来、守りと攻めを明確にするべきではないか。

答弁Ⅱ町長

①組織機構改革

町の行政組織は、平成17年度から21年度を計画期間として国が進めた地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる集中改革プランを受け、町行政改革の一環として大課制を推進することとし、年次計画に基づき、14課35係体制から約半数となる7課17班体制に再編しております。その後も行政需要の変化や多様化への対応、分掌事務の見直し等に伴い、必要に応じて分課等が行われ、現在では9課18班集体となっております。

大課制を導入する以前と比較しますと、行政組織のスリム化が図られ、人件費が抑制されるなど行政改革としての効果がありませんが、一方では、課長等の管理職員や班長の業務範囲が拡大されたことに伴う負担の増大や、班の次席である総括主幹の職責が不明確となるなどの課題も生じています。

また、その後に進められた地方分権改革により、地方公共団体の役割と責任が拡大されたことに伴い、その所管する行政分野や事務事業は大幅に拡大しているほか、地域の行政需要は多様化、複雑化しており、現行の行政組織体制では対応が困難な状況も見受けられます。

ご質問の組織機構改革につきましては、町といたしましても現在の状況を踏まえ、行政組織の見直しを図ることは時代の要請であるとの認識の下、今年度から組織機構の見直し作業に着手しており、令和5年度末までには作業を終え、令和6年度から順次新組織に移行していきたいと考えております。

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応した施策を総合的かつ機動的に展開できる行政組織体制の構築に向けて、組織機構の見直しを着実に進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2各課の職務

行政組織のうち、長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例により、それ以外の内部組織の設置及びその分掌する事務については規則で定めることになっております。また、新たに業務

が発生し、または業務の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議により業務を分類し、事務分掌を決定することになっております。

しかし、所管する行政分野や事務事業が拡大し、また行政需要が多様化、複雑化する中で、既存の行政組織の中で事務の分掌を決定することが困難な状況も見受けられます。

さて、壇上でのご質問にありました観光客100万人の目標に向けては、町ではこれまで観光客の増加、受入体制強化のため、富士見湖周辺施設の整備、二次交通の助成、観光ガイドの育成、首都圏等への観光PR、情報発信等、各種事業を実施してきたところであります。

当町は、いわゆる定番観光地ではなく、観光収益を専業とする事業者がおりませんが、観光収益増加のためには、観光事業に携わる各種事業者と連携し、町が実施するイベントや観光客誘致活動に参画いただくなど、協力体制をさらに強化し、地元住民を含め、創意工夫によって観光客の集客、関連収益を上げる努力をしていく必要があると考えております。

観光事業に関わる事業者等からの提案なども含めて、町内の交通事業者、宿泊施設、飲食店等との連携を強化し、収益につながる事業の構築や取組ができるよう支援してまいります。

また、令和5年度から7年度までの3か年で、県営事業による鶴の舞橋の改修工事が実施されます。この改修工事をチャンスと捉え、工事期間中は通行止めも想定されますので、早めの情報発信に努めるとともに

に、県と協議しつつではありますが、今でなければ見られない特別感の演出や、工事の進捗状況に合わせたイベント等の実施にも取り組み、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

以上、観光施策についての取組についてご説明いたしました。必要経費につきましては、その都度予算計上し、対応してまいりたいと考えております。

町では現在組織機構の見直しを行っておりますので、これに合わせて事務の分掌も見直しし、観光振興を含めた現下の行政需要に適切に対応するとともに、新たに策定いたしました第6次総合計画を着実に推進するための体制を整備してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

答弁II企画観光課長

壇上での質問で触れられた2点、まずは道の駅あるじやについてでございます。道の駅は、休憩機能、情報提供機能、地域連携機能の3つの機能を備えており、個別に地方の特色や個性を表現し、文化などの情報発信や様々なイベントを開催することで、利用者が楽しめるサービスを提供するための施設でございます。

道の駅つるたは、地域農産物等活用型総合交流促進施設で、農産物を中心に地域活性化を図りつつ、多様な利用者のニーズに対応するため、地方創生拠点整備交付金を活用して、機能を充実する整備を進めてまいりました。鶴の里振興公社に施設管理を委託しておりますが、様々な拠点となり得る施設でございますので、それぞれの施設の特性を十分に生かした運営をしていただきたい

と考えております。

次に、観光協会についてでございます。4月の観光協会総会時におきましては、事業計画案の中で一般社団法人に向けた取組について、会長それから事務局から会員の皆さんに説明がございました。会長から法人化を進める意向についての趣旨説明、事務局からは一般社団法人設立についてのメリット、デメリットなどの説明がございまして、今後勉強会を行い、法人化に向けた方向性を検討していくとし、会長と事務局とが数回打合せを行っている状況でございます。

観光交流の活性化に向け、組織力の強化と自立化を図り、持続可能な運営体制を構築できるよう支援させていただきたいと思っておりますので、官民一体となった観光分野の取組を推進し、協力体制を強固なものにしてまいりたいと考えてございます。

(再質問)

あるじやについての考え方ですが、今マスコミ等で、何で道の駅が喜ばれているのか、地場産品が新鮮で安くて、行列をつくっても、隣町や少し離れた町からでも買いに行く。五所川原のマディニーも、観光物産館であったものを地場産品の直売所にリニューアルし、大変好評であります。今道の駅に対する時代の感覚、見方が変わってきている。だからこそ、組織改革をして担当課をしつかりさせて、どう扱っていくのか。建物がばらばらに大きくなってしまったあるじやの効率の悪さを、私たちに決算は説明されてはいま

が、どう見ても納得がいけないというのがあるんです。

あとは、観光協会であります。これからは行政も、そして民間の方々も汗をかきながら、観光協会をいち早く法人化して、自主財源を持っていたできるように頑張っていきたい。そして、役場にも事業等々を委託して、安心して任せられるように、そこまで育てるにはやっぱり行政が先頭に立って育てるべきだと思う。中泊町でも鶴ヶ沢町でも実際もう進んでいるでしょう。我が町も、町長が自ら先頭に立って、やれって言えば、うちの町の行政マンは優秀だからやれますよ。我が町はようやく過疎債の指定を受けることになりましたので、今やっている事業の中から転化できるものは過疎債に向けて、財源を少しでも染にしよう、非常に知恵を絞っているようですが、せっかくのいい財源でございますので、それを有効に町の未来のために攻めの予算として組む。そんな2年も3年もかかって組織改革している時間あるんじゃないか。危機感を持ってください。町長は、若者に選ばれた町を目指しますが、全ては未来のためだと言いますが、具体的なものは一向に見えてこないというのが私たちの感覚でございます。

答弁II町長

過疎の指定についてですが、この4月から過疎の指定になって、過疎債を使えるようになった。私は、この過疎の指定を逆手に取って、町民のために有利な起債を使っていきたい。特に皆さんもご承知のとおり、この過疎債は充当率が100%

に、交付税算入率が、元利償還に対して70%交付税が計上されると。そしてまた、今までの起債については、建設事業費でなければ認められない起債がほとんどですけれども、この過疎債についてはソフトの起債も認められているということで、これらを大いに活用しながら町の発展につなげていきたいと。特にソフトについては、子育ての支援に私は活用していきたいと考えています。

また、組織の機構の見直しについては、今年度から指示をして、近隣町村の状況調査等から始めていますので、壇上で述べた予定で進めながら、一日も早く課、班、それらの見直しを行っていきたくと思っています。

答弁II 総務課長

組織機構の見直しについてですが、町長のリーダーシップによって、方針を示しながら行政組織の見直しをするべきだというご提案ございました。私も、リーダーシップによりまして事務事業改革を進めるということは大変よいことだという認識でございます。ただし、事業によっては短時間で対応しなければならぬものもあれば、一定の時間をかけて協議、検討して決めていく必要があるものもございます。行政組織機構の見直しにつきましては、私は後者であるだろうと認識をしております。

行政組織というものは、行政運営を行う上での土台、いわゆるプラットフォームであります。万が一にも組織の機能不全、あるいは行政運営に支障が出ることは、絶対避けなければならぬと思っています。そ

の意味でも、十分な検討、協議が必要であり、併せて議会の皆さんはもちろんでございますけれども、住民の方々の理解も得る必要があるだろうと思っています。

今年度から見直しに着手しておりますけれども、来年度中には作業を終え、令和6年度からは順次新しい組織に移行していければというふうと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

答弁II 産業課長

鶴の里あるじやに関わる部分でございます。道の駅が今注目されていて、時代の見方が違ってきているというご意見ございましたので、それらも含めまして改めて現状、事務事業の内容を確認して、よりよい取組になるよう、公社と協議してまいりたいと思います。

答弁II 企画観光課長

観光協会の部分に関わる部分でございます。町としても、協力体制を強くしてまいりたいと思っておりますが、何より組織力を強化するためには、観光協会の会員、それから利害関係者との合意形成が何より必要かなと思っております。観光協会中心に、役員、総会、関係等との話し合い、協議の場をより深めていただいて、町も一緒に、官民一緒になって観光振興のために尽くしていくということで、支援をしてまいりたいと考えております。

(再々質問)

私にとっては全て言い訳に感じます。観光協会一つ、組織体系つくってしまっただけでも、役員の皆様方で賛同できるようなしつかりとした

事業案を持って1軒1軒回れば、今までの花火大会等のようにお金は集まります。まずは、やらせてみてくださいます。それが町長のリーダーシップだと私は思うんです。

今の富士見湖パークの状況ですが、大型バスは少しずつ入ってきておりますが、何も買わないで宿に行く途中のトイレ休憩でしかない。そこから大型バスの駐車場料金の千円取って、年間4、500万円になると。費用対効果考えてみなさい。3年かけて舗装したお金の分だけけはもうとくに稼いだはずだ。あそこからあと利益取ることを考えるならば、売店の人たちがもっと売上げできるように地場産品づくりに力を入れたらいい。日曜日はお金いたいても、平日はオープンにするとか、実証実験の1つでもやってみたらいい。

相川町長は、8月の選挙で3期目に入りました。相川町長の2期8年の実績、これを世間の人は安全運転だなと評する人もいます。振り返ってみますと、就任早々、中学校の事務職員による使途不明金問題に始まり、職員による未成年に対する不純行為による逮捕、あるいは建設課長による贈収賄事件により、前代未聞の役場が家宅捜査を受けた事実は、まだまだ記憶に新しいところです。そして、何といっても今進行中であるアスクゲート事件で、8億円近くを請求されている事実であります。その後、今年の3月、大変残念なことに、課長級の職員が自ら命を絶つ、何とも悲しい、やりきれない事件が発生いたしました。2期8年の間にこれだけの不祥事があることは、す

なわち町長のガバナンスの欠如だと、それによってリーダーシップも発揮できない、ついでに課長たちの話を聞き、言い訳に走るということになるだろうというような思いをしております。あなたは、持論である二元代表制の理論から、あなた方も私も選ばれた人だと、議会は議会、我は我とばかりに、提出議案や条例案などの事前調整など必要ない、白か黒か、嫌なら否決すればよいとかに、3期目も決して交わることのない、汽車のレールのように行政を推し進めようとするんでしょ

か。それは、議会に責任を押しつけるながらも、決して町民のためになる話ではない。口先で町民に寄り添う職員に寄り添う、あるいは観光客60万人から100万人動員などと、口先行政だけでは町の未来に悪影響であると感じます。

また、今回、副町長を置かない条例案が可決されましたが、新聞紙上で、法律の趣旨に間違っているような話をされておられました。また、先ほど澁谷議員の一般質問の中に、議会が否決したから当面再提案する気はないと、さも議会がやっていることだと言わんばかりだと私は受け止めます。しかし、私たちは、あのとき理由があつて否決をいたしました。小関議員がはつきりと申し上げました。2割カットでは弁護士費用にもならない。既に170万円以上出ている。それにプラス960万円を3年で支払う予定がある。町長が4年間で積み立てたとしてもできない。私たちは、その弁護士費用、町長の責任の取り方がまだ見えていない。もしかして、この裁判に億のつ

く賠償金を払わなきゃならないことになったらどうするんだろう、そんな心配を議員たちは共有しているんです。だからこそ、しっかりとガバナンスとリーダーシップを求めているんです。

それから、あるじやの鶴の里振興公社の役員は、ほぼ全部課長が担当しているはずですので、ぜひとも今の状況をしっかりと見てきてください。営業中の看板が玄関の中にあるというベニヤ張ったあの店がまともな店なのか。あるじやのお土産屋と組合員の物産館、あそこだけでいいの。後ろのジュース作るところはどうなっているのか。もっともって人材の育成も必要。1年に1度の周年祭で人がたくさん来ても駐車場を確保していない結果、農協さんに迷惑はかけるわ、道路に渋滞は起こすわ、様々な問題が出ています。それらを検証することなく、また来年も同じことをやる。これでは、私たちが議会も言わざるを得ない。

答弁II 町長

ただいま加賀谷議員から、広範囲についてご指摘等もいただきました。特に私が就任してからの不祥事については、二度とこういう不祥事を起こさせないように、職員をしっかり指導してまいりたいと思っております。

また、それ以外いろいろお話ございましたので、それらも今後行政を進めていく上で取り上げていくところを取り上げていく、そういう形で精査をしながら、行政運営の際にそ上にのせていきたく思っておりますので、どうぞよろしく願います。

します。
最後に二元代表制ですけれども、私は、町、議会、目指すところは町民の幸せのため、一緒だというふうに思っています。

答弁II産業課長
鶴の里あるじやに関してですが、加賀谷議員からご指摘がありました、あるじやの現状の部分につきましては、役員のほうとも一緒になって確認してまいりたいと思います。

答弁II企画観光課長
観光協会についてですけれども、やはり組織力強化のために町としても協力しつつ、任意団体であります観光協会の事務局、会長と相談しまして、ご提案のありました部分につきまして話し合いを進めてまいりたいと思っております。具体的に事業を実施する実行部隊の取組とか、協力体制についても取り組んでいけるように、事務局として観光協会の会議の中でお話をしていきたいと思っています。

それから、富士見湖パーク駐車場の使用料につきましては、富士見湖パーク、鶴の舞橋、維持管理のために貴重な財源となっていることから、今後も継続していくことが望ましいというふうに事務局としては思っています。今後、鶴の舞橋の改修工事も実施されることが公表されましたので、工事の状況、時期を見ながら観光収益につながるような、またテナントさんとも協力できるような形でよりよい運営を検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症関連情報

無料抗原検査キット配布のお知らせ

実施団体：鶴田町

配布対象 鶴田町に住所を有し、居住している方で
・感染拡大地域との往来等をした方
・陽性者や濃厚接触者と接触があるなどの感染の不安を感じている方

申込方法 **電話申請**：0173-22-2111（健康保険課）
【平日：10：00～12：00、14：00～16：00】

Web申請：町ホームページの「新型コロナウイルスに関するお知らせ」をクリック

※1人につき1セットのみ申込みが可能です。数に限りがありますので、なくなり次第終了することをご確認ください。

配布方法 申込みがあった方から順次発送いたします。詳細については、送付時に同封される同意事項等をご確認ください。

実施団体：青森県

配布対象 濃厚接触者または軽度の有症状者で、以下の条件をすべて満たす方
・県内在住の65歳未満の方
・「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は酸素投与が必要」ではない方
・現在、妊娠していない方
・Webを利用できる方

申込方法 県庁ホームページ「検査キット申込サイト」から申請

※世帯単位(最大3個)で申し込みできます。



△県庁HP

問 県専用コールセンター ☎：0120-083-316
【受付9：00～18：00まで、土日・祝日も対応】

青森県無料PCR検査のお知らせ

実施期間 令和5年2月28日（火）まで

検査対象 ・県内在住で無症状の方
・無料検査の提供場所は、県庁ホームページ『PCR検査等無料化事業』をご確認ください。

※西北五地域では、
「木下グループ 五所川原市指定PCR検査所」
☎03-4333-1640 など

問 新型コロナウイルス感染症コールセンター
☎：0120-123-801

【有料広告】

おめでで、はってらが〜 自然災害から経営を守る

りんご共済

加入申込受付 3/25まで

ぶどう共済もあります

NOSAI 青森県農業共済組合 津軽支所
〒037-0011五所川原市金山字竹崎203-4 TEL 33-1513

【有料広告】

この社会あなたの税がいきている

西北五税務関係団体協議会は、税知識の正しい理解と普及、納税道義の高揚を目的として、下記の団体で構成されています。

・五所川原商工会議所	・五所川原税務署管内	・五所川原税務署管内
・青つがる商工会連合協議会	・青色申告会連合会	・北五小売酒販組合
・北五地域商工会ブロック会	・公益社団法人五所川原法人会	・錦ヶ沢小売酒販組合
・東北税理士会五所川原支部	・五所川原税務会	・五所川原税務署管内
		農業青色申告会連合会

西北五税務関係団体協議会

申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付の期限は3月15日（水）、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付の期限は3月31日（金）です！

事務局（五所川原商工会議所内） 0173-35-2121（中山）